

2020 年 5 月 22 日

在校生及び保護者の皆様へ

学校法人河合塾学園

トライデント外国語・ホテル・ブライダル専門学校

校長 木村 俊介

【重要】「学生支援緊急給付金」の申請についてのご案内

拝啓 立夏の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より本校の教育活動に格別のご理解を賜りまして、誠にありがとうございます。

この度、文部科学省より「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』事業が創設されました。この制度は、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により修学の継続が困難になっている学生が修学をあきらめることがないよう、緊急で現金給付を行う事業です。希望される方は、必要書類等を準備のうえ、申請手続きを行ってください。

敬具

記

【支給金額】

住民税非課税世帯の学生等 20 万円

上記以外の学生等 10 万円

【申請期限】

2020 年 6 月 5 日（金）17:00 学校必着（第 1 回目）

※募集時期を逃さないよう注意してください。2 回目以降の募集については、現在未定です。

【注意事項】 ---重要---

- ①申請すれば必ず採用されるものではありません。各学校に対し推薦枠が配分される予定です。
- ②提出書類に不備があり、期日までに不備が解消できなかった場合は、推薦できません。
- ③申請内容について、確認させていただく場合があります。学校からの問い合わせ（電話・メール）に応答されない場合、推薦できないことがあります。
- ④提出書類を郵送される場合、何らかの事情で届かない、または到着が遅れた場合などの責任は負えませんので、ご了承ください。

【書類提出・問い合わせ先】

〒450-0002

名古屋市中村区名駅 4-1-11

トライデント外国語・ホテル・ブライダル専門学校

「学生支援緊急給付金」係 （担当：藤井・堀江）

※申請書類の提出は、郵送または持参してください。

【申請手順】

- ①申請書類一式を学校へ提出（郵送または持参）
- ②学校側で審査後、推薦リストを日本学生支援機構（JASSO）へ提出
- ④交付可否の決定後、学生本人の銀行口座へ給付金を振り込む

【提出書類】

（全員）

- ・【様式 1】学生支援機構緊急給付金申請書
- ・【様式 2】学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書
- ・仕送り金額がわかる書類（通帳のコピー等）
- ・アルバイトの給与明細（減額前、減額後） ※減額前の明細は直近 3 ヶ月が望ましい
（該当者のみ）
- ・自宅外通学を証明する書類 ※アパート等の賃貸借契約書のコピー又は入寮許可証のコピー等
- ・住民税非課税証明書（高等教育新支援制度第Ⅰ区分採用者は不要）
- ・日本学生支援機構奨学金以外の貸与奨学金を受給していることを証明する書類（採用通知のコピー等）

※提出書類の詳細については、「申請の手引き」中の「支給対象者の要件（基準）」と、「申請にあたっての Q & A」をよくお読みください。

【書類等の入手方法】

保護者様宛に郵送したこの「案内文」に、同封している書類もあります。

＜同封書類＞

- ・【様式 1】学生支援緊急給付金申請書 …A4 両面 1 枚
- ・【様式 2】学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書 …A4 片面 1 枚
- ・「学生支援緊急給付金」以外で、家計が急変した学生等への支援についての資料 …A4 両面 1 枚
（表面）新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生のみなさんへ
（裏面）家計が急変した学生等への支援について（授業料等減免・給付型奨学金・貸与型奨学金）

以下のいずれかから、書類をダウンロードできます。

- ・文部科学省のホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00691.html

- ・トライデントのホームページ

<https://gaikokugo.trident.ac.jp/>

- ・学生ポータルサイト

<https://gakuseiportal.trident.ac.jp/trident/login>



＜ダウンロードできる書類＞

- ・「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き（学生・生徒用）（PDF:466KB）
- ・【様式 1】学生支援緊急給付金申請書（Word:24KB）
- ・【様式 2】学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る誓約書（Word:20KB）

以上

＜参考資料＞

以下の情報はあくまでも、概要をまとめた抜粋版です。

詳細については、「申請の手引き」中の「支給対象者の要件（基準）」と、「申請にあたってのQ & A」をよくお読みください。

【支給対象となる学生の要件】（抜粋）

本事業は、家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を設定していますが、最終的には、学校側が学生の自己申告状況等に基づき総合的に判断を行うこととしています。

1. 以下の①～⑥を満たす者（留学生等は、①～⑤及び⑦を満たす者）

（1）家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること

- ① 家庭から多額の仕送りを受けていないこと
- ② 原則として自宅外で生活をしていること
（自宅生についても、経済的に家庭から自立している場合は対象とする）
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと
- ④ 家庭の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないこと

（2）新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること

- ⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む）が大幅に減少（前月比50%以上減少）したこと

（3）既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること

- ⑥ 原則として既存制度について以下のいずれかの条件を満たすこと
 - 1) 高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）の第Ⅰ区分の受給者
 - 2) 新制度の第Ⅱ区分又は第Ⅲ区分の受給者であって、第一種奨学金の併給が可能なものにあつては、限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 3) 新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 4) 新制度の対象外であって、第一種奨学金の限度額まで利用している者又は利用を予定している者
 - 5) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金を利用できないが、民間等を含め申請可能な支援制度の利用を予定している者
- ⑦ 留学生等については新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすこと（「外国人留学生学習奨励費」等と同様）
 - 1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が、2.30以上であること
 - 2) 1か月の出席率が、8割以上であること
 - 3) 仕送りが、平均月額90,000円以下であること（入学金・授業料等は含まない）
 - 4) 在日している扶養者の年収が、500万円未満であること

2. 1. を考慮した上で、経済的理由により大学等での修学の継続が困難であると大学等が必要性を認める者

【申請にあたってのQ & A】

Q. 学生支援緊急給付金とあわせて、高等教育の修学支援新制度や貸与型奨学金を利用することはできないのですか。

A. この給付金は、既存の支援制度（①高等教育の修学支援新制度、②日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子奨学金、③民間等による支援制度）を活用していること、又は既存の支援制度への申請を行う予定であることを求めており、この機会にぜひ自分の利用可能な制度を知り積極的に活用ください。

Q. 家庭からの仕送りなどの支給 要件を完全に満たさないと対象にならないのですか。

A. 要件を満たすことを求めておりますが、最終的には大学等が学生等の自己申告状況に基づいて実情を勘案して、総合的に判断します。

Q. 学業成績等の要件を満たさず、高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できない者は申請できないのですか。

A. 第一種奨学金の「緊急採用」に申請していただくことになります。なお、第一種奨学金の申請要件を満たさない方については、民間等の奨学金や学校独自の支援制度等の利用を予定していれば申請可能です。

Q. 高等教育の修学支援新制度の対象外である学校に通う学生等（大学院生含む）も対象となりますか。

A. 対象となります。ただし、第一種奨学金（無利子奨学金）を限度額まで活用している又は申請を行う予定であることを求めています。

Q. 留学生も対象になりますか。

A. 対象となります。

Q. 年齢要件はありますか。

A. 年齢に関する要件はありません。

Q. 休学中でも対象となりますか。

A. 休学中でも、支給要件を満たせば対象となります。

Q. 必要な証拠書類が揃わないと申請できないのですか。

A. 証拠書類の一部が揃わない場合であっても、自己申告で申請することは可能です。ただし、万が一、申告内容に虚偽があった場合は、返金してもらうことがあります。

Q. 仕送り額、バイト代収入、授業料の引き落としの時点はいつ頃のものが求められているでしょうか。

A. 本年 11 月以降の時点を目安としてください。

Q. 自宅から学校に通っている者、家賃の負担がない者については支援対象外でしょうか。

A. 本給付金は家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、新型コロナウイルスの影響により修学の継続が困難になっている学生等を支援するものであることから、親権者の住居に居住する者や家賃の負担がない者等が直ちに支援の対象者から除外されることはありません。自宅生でも家庭から学費等の援助を受けていない場合は、その旨を大学等に自己申告頂くことで支給対象となり得ます。

Q. 4 月に入学し、アルバイト収入の減少がない場合は、申請できないということですか。

A. アルバイトを予定しており、得られるはずであった収入が得られなかった場合は対象となります。この場合、申請書「3. 申し送り事項」にそのような事情を申告いただくことで、「③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い」「⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少（前月比 50% 以上）している」の要件を満たすこととします。

Q. 現在、2 校以上の大学等に在学しているのですが、申請はどの大学から行えばよいですか。

A. あなたが在籍している大学等のいずれか 1 校から申請を行ってください。複数の大学から申請を行うことの無いようにしてください。

Q. 現在既存の支援制度を活用しておらず、今後申請を行う予定なのですが、採用に至らなかった場合は、給付金を返金することになるのでしょうか。

A. 既存の支援制度に申請を行い、仮に採用に至らなかった場合でも、本給付金を返金していただく必要はありません。

Q. 既に大学独自で実施している学生に対する給付金等を受け取っている場合でも、申請は可能でしょうか。

A. 本給付金の支給要件を満たしていれば申請可能です。